

川崎市子どもの権利に関する条例

川崎市では、条例をつくるときに子どもの意見もとりいれて、川崎の子どもにとって大切な権利を大きく7つにまとめました。

👉 大切な7つの子どもの権利 👉

1. 安心して生きる権利
2. ありのままの自分である権利
3. 自分を守り、守られる権利
4. 自分を豊かにし、かづけられる権利
5. 自分で決める権利
6. 参加する権利
7. 個別の必要に応じて支援を受ける権利

11月20日は「かわさき子どもの権利の日」

国連で「子どもの権利条約」が決まった日、11月20日を「かわさき子どもの権利の日」にしました。川崎市ではその時期に子どもの権利を考え、理解してもらうため、いろいろなイベントが行われます。

かわさきテ～タ

●子どもの権利条例、知ってますか？

子どもの45%、おとなの32%が「知っている」か「聞いたことがある」

●児童相談所にきた虐待に関する相談

- ・心理的虐待（言葉の暴力や無視）半分以上
- ・学校に入る前の子どもに対してが半分近く

●子育てって楽しい?! (複数回答)

- ・7割以上の親が「子どもがかわいい」「成長がうれしい」
- ・3割の親が「どなってしまう」「よくイライラする」「自分の時間がなくてつらい」

●いじめがなくなる…

小学校でわかったいじめは450件以上

●相談窓口はあるけれど…

困ったり悩んだりしても6割以上の子どもが、どの窓口にも相談しない！（親や友だちに相談する人7割）



第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画（概要版）

2014（平成26）年

川崎市市民・こども局 人権・男女共同参画室/〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2344/FAX 044-200-3914/メールアドレス 25zinken@city.kawasaki.jp

川崎市 子どもの権利条例

検索



イラスト提供：ふいふわ。り



こ けんり 子どもの権利に かん こう どう けい かく 関する行動計画

2014年度～2016年度（概要版）



11月20日はかわさき子どもの権利の日

「川崎市子どもの権利に関する条例」は、子どもを一人の人間として大切にし、子どもが自分らしく生きていくことを支えていこうという思いで2000（平成12）年に作られました。

条例では、市全体で計画的に子どもの権利を守るために、「子どもの権利に関する行動計画」を作ることとしています。

2014（平成26）年に新しく作った「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画」では、条例の基本的考え方をふまえながら、3つの取組を重点的に進めます。



川崎市

2014(平成26)年3月

1989年国連採択
1994年日本批准

児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)



川崎市子どもの権利に関する条例

2001年施行

2005年 第1次行動計画 → 2008年 第2次行動計画 → 2011年 第3次行動計画



条例のこれまでの成果

- ・相談・救済の推進
- ・子どもの参加の促進
- ・子どもの居場所の拡充
- ・子どもの権利侵害への取組

さまざまな課題

条例が知られていない

なくなる
虐待
いじめ
体罰

子育ての
ストレスや
負担感

居場所のない
子どもたち

利用しにくい
相談窓口

第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画 (2014年～2016年度)



3つの重点的取組 (重点施策)

子どもの権利を 広める取組



- 学校で子どもが権利について学びやすくする
- イベントなどでたくさんの人に広める
- マンガ入りリーフレットや絵本でわかりやすく

子どもを権利侵害 から守る取組



- 子どもに関わるおとな向けの研修などをふやす
- 児童相談所や区役所がつながって子どもを見守る
- 小さい子を育てるおとながゆったり子育てできるようにする

居場所を失った 子どもへの支援の取組



- ありのままにいられホッとできる「居場所」を知ってもらう
- 子ども夢パークなどの子どもの「居場所」をもっと居心地よく使いやすくする

計画の体系

基本目標

- 子どもの安心と自己肯定感の向上
- 子どもの意見表明・参加の推進
- 子どもにやさしいまちづくり



施策の方向

1

広報・啓発、学習及び市民活動への支援 (条例第1章)

子どもの権利のことを子どもにもおとなにも広く知らせたり、市民の皆さんとともに子どもの権利についてのイベントなどを行います。

2

個別の支援 (条例第2章)

文化や男女のちがい、障がいなどでつらい思いや不自由を感じなくてすむよう、一人ひとりの子どもに合ったかたちで手をさしのべます。

3

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障 (条例第3章)

子どもを育てているおとなや、仕事などで子どもと接するおとなが、子どもの権利について知る機会を増やしたり、子どもが地域の中でもホッとできる居場所を利用しやすくします。

4

子どもの参加 (条例第4章)

子ども会議など、市役所の仕事に子どもが意見を言えるようにしたり、子どもにかかわる施設や地域で子どもが自分で考えて参加できるようにします。

5

相談及び救済 (条例第5章)

子どもが安心して気軽に相談できるようにして、色々なことに悩んだり、傷ついたりした子どもを助けます。